

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第303号）

〔 西成労働福祉センター仮移転に係る契約書類部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：平成31年1月25日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年2月2日、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の内容について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
 - （1）あいりん労働福祉センター建て替えに伴う、公益財団法人西成労働福祉センターの仮移転先として南海電鉄の高架下を選んだ経緯がわかる議事録等資料一式（以下「請求内容1」という。）
 - （2）同仮移転先の工事費として7億1900万円の予算が計上されているがその内訳及び予算計上に至るまでの経緯がわかる議事録等資料一式（以下「請求内容2」という。）
 - （3）同仮移転との関係で南海電鉄株式会社との間で既に契約している書類一式（以下「請求内容3」という。）
- 2 同月16日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書を別表1のとおり特定の上、第三者に関する情報が記録されていることから、条例第17条第1項の規定に基づき、意見書提出の機会を付与するため、第三者に意見書提出依頼書を送付した。

これに伴い、同日、実施機関は、決定期間を平成30年3月5日まで延長することとする決定期間延長通知書を送付した。

同月21日、第三者から実施機関に対し、個人の氏名等について公開に反対する旨の公開請求に係る意見書が提出された。
- 3 同年3月5日、実施機関は本件請求に対して、条例第13条第1項の規定により、請求内容1に対応する文書のうち、別表1記載のア及びイ、請求内容2に対応する文書のうち別表1記載のア及びイについて、公開決定を行った。
- 4 同日付けで、実施機関は、条例第13条第1項の規定により、本件請求のうち、（1）から（3）に記載する文書について、別表2に掲げる部分を除いて公開する旨の部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、別表2記載のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）請求内容1に対応する行政文書	別表1記載の請求内容1のウ、エ
（2）請求内容2に対応する行政文書	別表1記載の請求内容2のウ、エ、オ
（3）請求内容3に対応する行政文書	別表1記載の請求内容3のア、イ、ウ、エ、オ、カ

- 5 同年5月24日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

審査請求人は「あいりん労働福祉センター建て替えに伴う、公益財団法人西成労働福祉センターの仮移転との関係で、南海電鉄株式会社との間で既に契約している書類一式」を開示請求したが、大阪府が南海電鉄株式会社との間で随意契約した随意契約理由書を開示しなかった。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

審査請求人は随意契約理由書が開示されていないことから、実施機関に随意契約理由書を開示するよう電話で申し入れたが、実施機関は随意契約理由書については新たに開示請求するよう返答した。しかし随意契約理由書は上記開示請求の項目で十分足りるものである。意図的に隠ぺいしているとしか思えず不当である。

2 反論書における主張

実施機関は弁明書（後記第五2（2））の最後で「平成30年5月に審査請求人以外の者から『西成労働福祉センター仮移転施設基本設計業務に係る協定書』に係る随意契約理由書の交付を求めた情報公開請求があった際には公開決定を行った」として、開示した「理由書」を提出してきたが、この「理由書」には日付がない。日付が無いということは、随意契約書に添付されたものとみなされ、契約書（協定書）と一体であると考えられる。

故に審査請求人が開示請求した「南海電鉄株式会社との間で既に契約している書類一式」については、別表1請求内容3ウ「平成17年4月3日西成労働福祉センター仮移転施設用地整地に係る協定書」、別表1請求内容3エ「平成17年4月3日西成労働福祉センター仮移転施設基本設計業務に係る協定書」、別表1請求内容3カ「平成17年12月28日西成労働福祉センター仮移転施設実施設計業務に係る協定書」の3契約に係る随意契約理由書が合わせて開示されるべきであり、開示されなかったことは不当であると考えられる。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

本件審査請求は、以下に述べるとおり、実施機関においては審査請求人の請求内容に即して行政文書を特定し、本件決定を行っていることから、審査請求人の主張に理由はなく、棄却されるべきである。

- (1) 審査請求人は、本件審査請求において、開示しなかった「随意契約理由書は上記開示請求の項目で十分足りるものである。」と主張し、本件請求に随意契約理由書が対象文書として含まれる旨を主張する。

しかし、審査請求人が記載している請求内容は、「南海電鉄株式会社との間で既に契約している書類一式」であることから、実施機関は、当該第三者との間で双方が記名押印し、既に締結した協定書（仕様書を含む）及び契約書（同左）に加え、報告書を契約書類（成果物）として、前記第二の4（3）記載のとおり行政文書を特定し、公開したものである。

一方、審査請求人が開示請求の項目で十分足りるものと主張する随意契約理由書については、契約の締結に当たり、行政機関における意思決定を図るための行政文書に該当し、審査請求人が請求する「既に契約している書類一式」に含まれないものと判断するところである。

- (2) また、審査請求人は、「意図的に隠ぺいしていると思えず不当である。」と主張する。

しかし、審査請求人は、平成30年3月22日、本件決定に係る通知書別紙1（添付省略）（第二4）に記載された行政文書を交付した際に、実施機関職員に随意契約理由書のほか、意思決定に係る行政文書が不足する旨の主張をしなかった。本件決定の対象となる行政文書を審査請求人に交付した後1ヶ月以上経過した同年5月10日に、〇〇〇〇と名乗る女性からの電話において、本件請求の対象文書として随意契約理由書が交付されていない旨の主張が初めてなされたものである。

その点について、実施機関職員は、審査請求人に本件請求に基づく行政文書は全て交付した旨を説明した。

なお、実施機関は、同月に、審査請求人以外の者から別表1請求内容3エと同じ「西成労働福祉センター仮移転施設基本設計業務に係る協定書」に係る随意契約理由書の交付を求めた情報公開請求があった際には、公開決定を行ったところであり、同様に、審査請求人から随意契約理由書を求める情報公開請求があった場合には、公開決定を行うものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活

の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件係争文書について

本件審査請求の対象となる文書は、審査請求人が、請求内容3について大阪府が南海電鉄株式会社との間で随意契約した随意契約理由書を開示していないと主張していることから、前記第二4(3)請求内容3ウ、エ、カの協定書(以下「個別協定書」という。)にかかる随意契約理由書(以下「本件係争文書」という。)である。

当審査会からの確認に対しても、審査請求人は、請求内容3の対象文書に本件係争文書が当たり、この点についてのみ争うと主張するため、本件決定の対象文書に本件係争文書が当たらないとする文書特定に限定して判断を行う。

(2) 本件決定の妥当性について

請求内容3にかかる本件決定における文書特定の妥当性について、以下検討する。

当審査会が実施機関に確認したところ、本件係争文書である随意契約理由書は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項の規定により、一般競争入札が原則である地方公共団体の契約締結において例外的に随意契約の必要性が認められる場合に、特定の契約相手方を選定する理由を説明する文書であって、地方自治体における契約締結の意思決定の根拠として決裁に添付するものであり、本体の契約書締結時に契約書に添付するものではないとのことであった。

当審査会は個別協定書を見分し、実施機関の主張するとおり、随意契約理由書が契約書に添付されていないことを確認した。

よって、本件係争文書は、請求内容3の対象文書である「既に契約している書類一式」には当たらず、本件決定における請求内容3にかかる実施機関の文書特定は妥当である。

また、審査請求人の争うところではないが、念のため当審査会は、本件係争文書が請求内容1及び請求内容2の対象文書に当たるものではないかも確認した。請求内容1は、平成28年度に仮移転先として南海電鉄の高架下を選定するに至る経過、意思決定の過程を記録した文書が対象文書となるものであり、請求内容2については、平成30年度のあいりん労働福祉センター仮移転等の事業費の予算計上のための検討経過の記録が対

象文書となるものであった。個別協定書は、いずれも平成29年度に締結し、実施した事業にかかる契約書であることから、本件係争文書は、請求内容1及び請求内容2の対象文書にも当たらない。

以上のことから、本件係争文書は本件請求の対象文書には当たらず、本件決定は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

田積 司、正木 宏長、有澤 知子、池田 晴奈、長谷川 佳彦、久末 弥生

別表 1

請求内容 1 あいらん労働福祉センター建て替えに伴う、公益財団法人西成労働福祉センターの仮移転先として南海電鉄の高架下を選んだ経緯がわかる議事録等資料一式	
ア	あいらん地域まちづくり会議における第 5 回議事録
イ	西成区「あいらん地域のまちづくり」労働施設検討会議における第 5 回～第 8 回議事概要
ウ	平成 28 年度労政第 1753 号：意思決定の記録票（公益財団法人西成労働福祉センターの仮移転場所の決定及び南海電気鉄道株式会社との仮移転施設整備に関する基本協定の締結について）
エ	平成 28 年度労政第 1751 号：南海電鉄高架下区画（新今宮・萩ノ茶屋間）における公益財団法人西成労働福祉センター仮移転施設整備に関する基本協定書
請求内容 2 同仮移転先の工事費として 7 億 1900 万円の予算が計上されているがその内訳及び予算計上に至るまでの経緯がわかる議事録等資料一式	
ア	予算編成過程公表サイト内の「あいらん労働福祉センター耐震化推進事業費」
イ	（公財）西成労働福祉センター仮移転施設業務用地の借用について（依頼）
ウ	御見積書（西成労働福祉センター仮移転施設建設工事）
エ	打合記録（基本設計業務報告書）
オ	（公財）西成労働福祉センター仮移転施設業務用地の貸付について（回答）
請求内容 3 同仮移転との関係で南海電鉄株式会社との間で既に契約している書類一式	
ア	南海電鉄高架下区画（新今宮・萩ノ茶屋間）における公益財団法人西成労働福祉センター仮移転施設整備に関する基本協定書
イ	高架下区画契約書
ウ	西成労働福祉センター仮移転施設用地整地に係る協定書
エ	西成労働福祉センター仮移転施設基本設計業務に係る協定書
オ	基本設計業務報告書
カ	西成労働福祉センター仮移転施設実施設計業務に係る協定書

別表 2

公開請求の対象となる行政文書の名称	公開しないことと決定した部分	公開しない理由
別表 1 の請求内容 1-ウ	c、d	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する。 「契約形態、契約条件等、契約に関する情報」及び「土地、鉄道高架構造物に関する図面」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
別表 1 の請求内容 1-エ	c、d	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する。 「法人代表者の印影」、「契約形態、契約条件等、契約に関する情報」及び「土地、鉄道高架構造物に関する図面」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
別表 1 の請求内容 2-ウ	b、c	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する。 「法人代表者の印影」及び「契約形態、契約条件等、契約に関する情報」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
別表 1 の請求内容 2-エ	a、c、d	<ul style="list-style-type: none"> ・ a については、条例第 9 条第 1 号に該当する。 「公務員及び法人代表者を除く個人の氏名及び肖像」については、個人識別情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ c、d については、条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する。 「契約形態、契約条件等、契約に関する情報」及び「土地、鉄道高架構造物に関する図面」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
別表 1 の請求内容 2-オ	b	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する。 「法人代表者の印影」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
別表 1 の請求内容 3-ア	b、c、d	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する。 「法人代表者の印影」、「契約形態、契約条件等、契約に関する情報」及び「土地、鉄道高架構造物に関する図面」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

別表1の 請求内容 3-イ	b、c	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第8条第1項第1号に該当する。 「法人代表者の印影」及び「契約形態、契約条件等、契約に関する情報」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
別表1の 請求内容 3-ウ	b、d	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第8条第1項第1号に該当する。 「法人代表者の印影」及び「土地、鉄道高架構造物に関する図面」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
別表1の 請求内容 3-エ	b、c	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第8条第1項第1号に該当する。 「法人代表者の印影」及び「契約形態、契約条件等、契約に関する情報」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
別表1の 請求内容 3-オ	a、c、 d	<ul style="list-style-type: none"> ・ aについては、条例第9条第1号に該当する。 「公務員及び法人代表者を除く個人の氏名及び肖像」については、個人識別情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ c、dについては、条例第8条第1項第1号に該当する。 「契約形態、契約条件等、契約に関する情報」及び「土地、鉄道高架構造物に関する図面」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
別表1の 請求内容 3-カ	b、c	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第8条第1項第1号に該当する。 「法人代表者の印影」及び「契約形態、契約条件等、契約に関する情報」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

※公開しないことと決定した部分

a：公務員及び法人代表者を除く個人の氏名、肖像及び印影

b：法人代表者の印影

c：契約形態、契約条件等、契約に関する情報

(御見積書の品種、単価、金額等、仮移転施設に関する図面及び寸法等)

d：土地、鉄道高架構造物に関する情報

(土地の丈量図、鉄道高架構造物に関する図面及び寸法等)